# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務における特定個人情報保護ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

常滑市長

#### 公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

適用した理由

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務				
①事務の名称	令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務				
②事務の概要	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領(令和2年5月1日付け府子本第575号通知)に基づき、子育て世帯にに対する臨時特別給付金支給事務をおこなうため、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会において特定個人情報を取り扱う。				
③システムの名称	住民情報システム				
2. 特定個人情報ファイル	L名				
令和2年度子育て世帯生活	支援特別給付金ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表134の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第10条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項、第162条				
5. 評価実施機関におけ	- る担当部署				
①部署	こども健康部子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示	-訂正-利用停止請求				
請求先	総務部総務課 住所: 常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号: 0569-47-6101(直通) ファックス番号: 0569-34-4329(代表)				
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ				
連絡先	こども健康部子育て支援課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6150(直通)				
9. 規則第9条第2項の過	適用 [ ]適用した				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満				
いつ時点の計数か		令和5年1月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし				

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	ストル・ストル 画 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
[ 基礎	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評 3) 基礎項目評価書及び全項目評価	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、それ	<b>ぃぞれ重点項目評価書</b>	*又は全項目評価書において、リスク対策の詳	細が記
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じたり	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しな	l ·
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネッ	<b>トワークシステムを通</b>		
			<選択肢>	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[	]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
		]	1) 特に力を入れている 2) 十分である	へ(提供)
るリスクへの対策は十分か			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	く (提供)
るリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークショ 目的外の入手が行われるリ	<mark>/ステムとの接続</mark> [ 十分である		<ul> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> <li>]接続しない(入手) [ O ]接続しない</li> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> </ul>	<b>V(提供)</b>

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在させる作業はない				[ 〇 ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠				

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 に不正に使用されるリスクへの対策 は使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 い・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	<選択肢>
判断の根拠	個人情報の適正な取扱いに関 の物理的な安全管理措置、技徒 きる書棚等に保管すること、特	Jシー基本方針、常滑市情報セキュリティーポリシー対策基準及び特定 関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・減失・毀損を防ぐたく 技術安全管理措置等を講じている。特定個人情報を含む書類は、施錠で 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合は、機密文書としてが 使用記録を保存することを徹底している。USBメモリ等の電子記録媒体

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策		様式変更		
令和7年1月8日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一 第100項	番号法第9条第1項、別表134の項	事後	
令和7年1月8日	I 4	番号法第19条第8号 別表第二第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第59条の4	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条の表160の項、第162条	事後	